

# 長岡京市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

## 1 計画の趣旨、現状

長岡京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「長岡京市教育振興基本計画」（平成 23 年 3 月策定）の基本施策「教員が子どもと関わり、向き合う時間の確保」に基づき、校務支援システムの全小中学校への導入（平成 23 年 4 月）、出退勤管理システムの導入（平成 30 年 6 月）、中学校給食の公会計化（平成 30 年 8 月）、時間外の自動応答メッセージの導入（令和元年 11 月）等を行うとともに、市費で学校図書館司書や学校栄養士、AET 及び日本人 AET、特別支援教育支援員、学力向上サポーター等を配置するなど学校体制の充実に努め、学校の業務改善及び教育職員の負担軽減を推進してきたところである。さらに、「長岡京市第 2 期教育振興基本計画」（令和 3 年 3 月策定）の基本施策「学びを支える環境の整備」の施策の方向性として「教職員にとって働きがいのある環境づくり」を掲げ、保護者への連絡配信システムの導入や採点支援システムの導入、スクールロイヤーの設置、支援員の拡充等に取り組むとともに、保護者や地域への働きかけも行ってきた。

また、長岡京市立の各小中学校（以下「各校」という。）においても、校務分掌の見直しや業務の平準化、行事の精選・工夫改善、ICT の活用による会議等の効率化、部活動の運営改善等の業務改善を進め、教育職員の長時間勤務の解消に取り組んできた。

こうした取組を推進する中で、次の表（P.2 に記載）が示すとおり、教育職員の 1 箇月の時間外在校等時間は年々減少し、1 箇月の時間外在校等時間が月 45 時間未満の教育職員の割合も増加してきたところである。しかしながら、1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員の割合は依然と高く、校種、学校によって差があること、特定の職・分掌等に偏りが見られることから、その原因を精査したうえで、改善に向けた更なる支援を行う必要がある。

一方、京都府教育委員会の「令和 5 年度教員勤務実態調査」によると、小学校、中学校ともに「やりがいを感じている業務」は「授業」「授業準備」「学校行事」が上位を占め、逆に、「やりがいがないと感じている業務」は「事務（調査への回答）」「事務（学納金関係）」「事務（その他）」「行政・関係団体対応」が上位を占めている。また、「負担と思っている業務」は「事務（調査への回答）」「事務（学納金関係）」「事務（その他）」「成績処理」が上位を占めている。今後は、教育職員が負担に感じている業務を中心に精選・改善を推進し、教育職員が働きがいを感じながら、生き活きと子どもと向き合える環境を作る必要がある。

学校における働き方改革は、教育職員の勤務状況を改善し、教育職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、よりよい教育が行われることを目指すものである。この趣旨を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 8 条及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文部科学大臣告示第 114 号。以下「指針」という。）に基づき本計画を策定するものである。

<表 1> 本市教職員の 1 箇月時間外在校等時間（校種別・年度平均）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	44.1	44.4	43.1	39.4	38.7
中学校	56.5	57.3	58.2	58.8	54.3

<表 2> 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間未満の教職員の割合（校種別・年度平均）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	53.9	52.3	56.0	64.5	64.9
中学校	43.6	39.9	42.3	42.6	48.7

<表 3> 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間超の教職員の割合（校種別・年度平均）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	9.1	8.1	7.3	5.0	3.7
中学校	19.0	23.2	21.8	22.2	18.4

※ 常時勤務の教育職員及び行政職員（学校事務職員、学校栄養職員）が対象

## 2 目標

### （1）時間外在校等時間に関する目標

「長岡京市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和 2 年 3 月 31 日 教委規則第 3 号）第 2 条第 1 項に定める時間外在校等時間の上限を踏まえ、令和 12 年度に向けての数値目標は以下のとおりとする。

- ◇ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える割合を早急に 0% にする。
- ◇ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100% にする。  
（1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にする。）
- ◇ 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下とする。

### （2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

学校の業務改善が更に進むよう支援し、教育職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育職員が負担に感じている業務を精選・改善することで、教育職員が働きがいを感じながら生き生きと教育活動に取り組める環境整備を目指す。

令和 12 年度に向けての数値目標は以下のとおりとする。

- ◇ 年間の年次有給休暇の平均取得率を毎年度増加させる。（令和 6 年度 42.8%）
- ◇ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10% まで減少させる。（令和 6 年度 12.36%）
- ◇ ストレスチェックにおける「心理的な仕事の負担（量）」の偏差値を 50 以上に増加させる。（令和 6 年度偏差値 42.3 全国平均の値が基礎）
- ◇ ストレスチェックにおける「心理的な仕事の負担（質）」の偏差値を 50 以上に増加させる。（令和 6 年度偏差値 43.0 全国平均の値が基礎）

◇ストレスチェックにおける「働きがい」の偏差値を毎年度増加させる。(令和6年度偏差値56.7 全国平均の値が基礎)

### 3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 教育職員の時間外在校等時間の把握と支援等の実施

教育委員会においては、各校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえて在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していく。

各校において、校長は所属職員が学校における働き方改革の趣旨を十分理解した上で業務改善に努めるよう様々な機会を通じて指導するものとし、上限の80時間を超えた教育職員に対して面談を行い、その理由を確認するとともに改善のための方策について協議するものとする。教育委員会は、各校の校長との面談等を通して、各校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施するものとする。

#### (2) 教育職員が担う業務の適正化

教育委員会は、指針が示す「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえて以下の取組を重点的に推進していく。

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

引き続き、保護者又は地域住民その他の関係者の協力を仰いでいく。なお、教育職員の勤務時間を超えて学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、学校以外が管理を行う体制の構築に向けた検討を行う。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないものとし、地域・保護者の理解を得られるよう努める。

##### ③学校徴収金の徴収・管理

すでに実施している給食費公会計化を継続するとともに、学校徴収金の徴収・管理にかかる教育職員の負担軽減に向けた検討を行う。

##### ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校と保護者とのトラブルに関しては、教育委員会が弁護士の意見を踏まえた校長への助言や、当該保護者に直接対応するなどにより解決に向けた支援を行っているところであり、これを継続するとともに、学校の実情に応じたスクールロイヤーの更なる有効活用を図る。

##### ⑤調査・統計等への回答

教育委員会においては、学校に対して回答を依頼する文書等の量の縮減、児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努めるとともに、デジタル連絡ツール等の活用により負担

軽減を図っていく。

#### ⑥学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

デジタル技術の活用等を進めるとともに、学校事務職員や教員業務支援員等の積極的な参画を求めている。

#### ⑦ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

民間事業者の活用等により、ICT活用に関する運用支援体制を継続する。

#### ⑧学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プールについては施設改修にあわせて自動で給水を止めるシステムの導入を行っているところであり、今後も同様の対応をする。体育館等の地域住民等への開放については引き続き地域組織に対応いただく。

#### ⑨校舎の開錠・施錠

校門や校舎の開錠については引き続き外部組織に委託し、管理職等の特定の教員職員に責任や負担が集中しないよう努めていく。

#### ⑩部活動

中学校における部活動については、平日は教員の勤務時間内に収めるようにするとともに、休日は国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月)を踏まえ部活動の地域展開を推し進め、令和13年度には全ての部活動で地域展開が行われていることを目指す。

#### ⑪学習評価や成績処理

中学校で導入している採点支援システムの小学校への導入を順次進めていく。補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進する。

#### ⑫支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援が必要な児童生徒については、教育職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等の連携のもとで対応をしているところであり、引き続き体制整備に努める。特に不登校児童生徒の対応に当たっては全校に設置している校内教育支援センターの充実に努める。

### (3) 学校における措置の展開

校長は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むものとする。

そのうえで、学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定するものとする。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②学校行事それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。また、当初の狙いが形骸化し十分な効果が

見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、早朝や放課後の活動を勤務時間内に変更するなど、日課表の工夫を行う。

- ③学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。
- ④デジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。学校においては、校内会議や保護者連絡、学校徴収金に係る事務等をデジタル技術の活用等によって効率化を一層進める。
- ⑤職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。
- ⑥学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにする。

#### **（４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を行う。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%にすることを目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ④ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各校に対して取得を促進する。
- ⑤ 令和12年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。

#### **5 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- 取組の着実な実行を図るため、各校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、市のホームページで公表する。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。